

# 保育人材確保対策貸付事業申請者チェックリスト

## 【未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付】

下記のチェックに全て当てはまる方が申請いただけます。詳細な条件もありますので、必ず貸付手引きも併せてご覧ください。

	貸付対象者の要件	チェック欄
Q1	週に 20 時間以上勤務していますか。(雇用保険に加入し、週 20 時間以上の就業が確保されていること)	<input type="checkbox"/>
Q2	お勤めまたは、産休育休から復帰されるのと同時にお子様を保育所等に預けられましたか。(但し入所前 1 か月のならし保育は認められます。)	<input type="checkbox"/>
Q3	お子様の保育所等へ入所したことが分かる通知及び月額の利用料が分かる通知はお手元にありますか。	<input type="checkbox"/>
Q4	勤務地は神戸市外にある、認可を受けた保育園・認定こども園等下記に記載してある施設ですか。	<input type="checkbox"/>
Q5	お子様の入所先は、認可を受けた保育園・認定こども園等下記に記載してある施設ですか。(⑤を除く)	<input type="checkbox"/>
Q6	2年間継続して勤務をすることご理解されていますか。	<input type="checkbox"/>
Q7	当事業は貸付であることをご理解の上、返済に無理のない内容の申請を行おうとしていますか。	<input type="checkbox"/>

保育所・認定こども園等とは次の施設を言い、公立施設も含まれます。ただし、神戸市域に所在する施設は除きます。

- ①認可保育所
- ②認定こども園(全ての類型を含みます。)
- ③幼稚園(預かり保育保常時実施しているか、1年以内に認定こども園に移行予定の施設)
- ④市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業
- ⑤市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業
- ⑥認可外保育施設(宝塚市の「指定保育所」川西市の「地域保育園」に限る)
- ⑦児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業